

平成24年さぬき市議会第1回定例会議案

平成24年3月1日提出

市長提出議案

- 議案第2号 平成24年度さぬき市一般会計予算について
- 議案第3号 平成24年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第4号 平成24年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第5号 平成24年度さぬき市介護保険事業特別会計予算について
- 議案第6号 平成24年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第7号 平成24年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第8号 平成24年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第9号 平成24年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第10号 平成24年度さぬき市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第11号 平成24年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算について
- 議案第12号 平成24年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算について
- 議案第13号 平成24年度さぬき市観光事業特別会計予算について
- 議案第14号 平成24年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算について
- 議案第15号 平成24年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算について
- 議案第16号 平成24年度さぬき市病院事業会計予算について
- 議案第17号 平成24年度さぬき市水道事業会計予算について
- 議案第18号 さぬき市行政手続条例の一部改正について
- 議案第19号 さぬき市情報公開条例の一部改正について
- 議案第20号 さぬき市個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第21号 さぬき市コミュニティバス運行条例の一部改正について
- 議案第22号 さぬき市防災会議条例の一部改正について
- 議案第23号 さぬき市税条例の一部改正について
- 議案第24号 さぬき市行政財産使用料条例の一部改正について
- 議案第25号 さぬき市公民館条例の一部改正について
- 議案第26号 さぬき市図書館条例の一部改正について
- 議案第27号 さぬき市介護保険条例の一部改正について
- 議案第28号 さぬき市みろくふれあい農園条例の一部改正について
- 議案第29号 さぬき市営住宅管理条例の一部改正について
- 議案第30号 さぬき市・三木町山林組合の共同処理する事務及びさぬき市・三木町山林組合同規約の一部変更について
- 議案第31号 さぬき市総合計画後期基本計画の策定について

- 議案第 3 2 号 瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 議案第 3 3 号 さぬき市ワイン加工施設の指定管理者の指定について
- 議案第 3 4 号 さぬき市物産センターの指定管理者の指定について
- 議案第 3 5 号 工事請負契約の締結について（平成 2 3 年度（補正分）志度小学校
校舎改築工事（建築・解体））
- 議案第 3 6 号 工事請負契約の締結について（平成 2 3 年度（補正分）長尾中学校
校舎改修工事（建築））
- 議案第 3 7 号 財産の取得について
- 議案第 3 8 号 平成 2 3 年度さぬき市一般会計補正予算（第 7 号）について
- 議案第 3 9 号 平成 2 3 年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
について
- 議案第 4 0 号 平成 2 3 年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）に
ついて
- 議案第 4 1 号 平成 2 3 年度さぬき市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
について
- 議案第 4 2 号 平成 2 3 年度さぬき市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）に
ついて
- 議案第 4 3 号 平成 2 3 年度さぬき市多和診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
について
- 議案第 4 4 号 平成 2 3 年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
について
- 議案第 4 5 号 平成 2 3 年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計補正予算（第 1
号）について
- 議案第 4 6 号 平成 2 3 年度さぬき市病院事業会計補正予算（第 3 号）について

議案第2号

平成24年度さぬき市一般会計予算について

平成24年度さぬき市一般会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年3月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第3号

平成24年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算について

平成24年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年3月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第4号

平成24年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算について

平成24年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年3月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第 5 号

平成 2 4 年度さぬき市介護保険事業特別会計予算について

平成 2 4 年度さぬき市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 3 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第6号

平成24年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算について

平成24年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年3月1日提出

さぬき市長 大山 茂 樹

議案第7号

平成24年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算について

平成24年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年3月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第 8 号

平成 2 4 年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算について

平成 2 4 年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 3 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第9号

平成24年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算について

平成24年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年3月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第10号

平成24年度さぬき市簡易水道事業特別会計予算について

平成24年度さぬき市簡易水道事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年3月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第 1 1 号

平成 2 4 年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算について

平成 2 4 年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 3 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第 1 2 号

平成 2 4 年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算について

平成 2 4 年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 3 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第13号

平成24年度さぬき市観光事業特別会計予算について

平成24年度さぬき市観光事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年3月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第 14 号

平成 24 年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算について

平成 24 年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 24 年 3 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第 15 号

平成 24 年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算について

平成 24 年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 24 年 3 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第16号

平成24年度さぬき市病院事業会計予算について

平成24年度さぬき市病院事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年3月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第 17 号

平成 24 年度さぬき市水道事業会計予算について

平成 24 年度さぬき市水道事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 24 年 3 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

平成24年度さぬき市一般会計予算

平成24年度さぬき市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,078,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年 3月 1日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 市 税		5,035,694
	5. 市 民 税	2,238,200
	10. 固 定 資 産 税	2,416,594
	15. 軽 自 動 車 税	131,900
	20. 市 た ば こ 税	249,000
10. 地 方 譲 与 税		243,000
	5. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	69,000
	10. 自 動 車 重 量 譲 与 税	174,000
15. 利 子 割 交 付 金		25,000
	5. 利 子 割 交 付 金	25,000
16. 配 当 割 交 付 金		13,000
	5. 配 当 割 交 付 金	13,000
17. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		4,000
	5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4,000
18. 地 方 消 費 税 交 付 金		490,000
	5. 地 方 消 費 税 交 付 金	490,000
25. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		41,000
	5. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	41,000
30. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		70,000
	5. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	70,000
33. 地 方 特 例 交 付 金		48,800
	5. 地 方 特 例 交 付 金	48,800
35. 地 方 交 付 税		9,400,000
	5. 地 方 交 付 税	9,400,000
40. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		13,000
	5. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	13,000

(単位：千円)

款	項	金額
45. 分担金及び負担金		571,946
	5. 分担金	36,394
	10. 負担金	535,552
50. 使用料及び手数料		813,727
	5. 使用料	638,608
	10. 手数料	175,119
55. 国庫支出金		2,035,152
	5. 国庫負担金	1,871,226
	10. 国庫補助金	153,718
	15. 委託金	10,208
60. 県支出金		1,262,733
	5. 県負担金	657,486
	10. 県補助金	499,863
	15. 県委託金	105,384
65. 財産収入		76,661
	5. 財産運用収入	58,558
	10. 財産売却収入	18,103
70. 寄附金		502
	5. 寄附金	502
75. 繰入金		447,519
	5. 特別会計繰入金	1
	10. 基金繰入金	447,518
80. 繰越金		30,000
	5. 繰越金	30,000
85. 諸収入		1,977,866
	5. 延滞金加算金及び過料	9,001

(単位：千円)

款	項	金額
	10. 市 預 金 利 子	550
	15. 貸 付 金 元 利 収 入	1,830,255
	20. 受 託 事 業 収 入	1,150
	25. 雑 入	136,910
90. 市 債		3,478,400
	5. 市 債	3,478,400
歳 入	合 計	26,078,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 議 会 費		254,236
	5. 議 会 費	254,236
10. 総 務 費		2,417,332
	5. 総 務 管 理 費	2,047,636
	10. 徴 税 費	247,710
	15. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	90,072
	20. 選 挙 費	8,355
	25. 統 計 調 査 費	3,747
	30. 監 査 委 員 費	19,812
15. 民 生 費		6,162,093
	5. 社 会 福 祉 費	3,335,189
	10. 児 童 福 祉 費	2,409,962
	15. 生 活 保 護 費	416,942
20. 衛 生 費		2,211,566
	5. 保 健 衛 生 費	808,265
	10. 清 掃 費	962,516
	15. 上 水 道 費	27,785
	20. 病 院 費	413,000
25. 労 働 費		56,901
	5. 労 働 費	56,901
30. 農 林 水 産 業 費		839,478
	5. 農 業 費	750,605
	10. 林 業 費	27,397
	15. 水 産 業 費	61,476
35. 商 工 費		487,152
	5. 商 工 費	487,152

(単位：千円)

款	項	金額
40. 土木費		2,603,048
	5. 土木管理費	156,790
	10. 道路橋梁費	357,499
	15. 河川費	305,016
	20. 港湾費	32,029
	25. 都市計画費	1,724,304
	30. 住宅費	27,410
45. 消防費		710,821
	5. 消防費	710,821
50. 教育費		4,487,623
	5. 教育総務費	450,581
	10. 小学校費	1,004,963
	15. 中学校費	1,450,243
	20. 幼稚園費	478,894
	30. 社会教育費	346,087
	35. 保健体育費	756,855
55. 災害復旧費		12
	5. 農林水産業施設災害復旧費	9
	10. 公共土木施設災害復旧費	3
60. 公債費		3,887,942
	5. 公債費	3,887,942
65. 諸支出金		1,909,796
	5. 基金費	284,796
	20. 開発公社費	1,625,000
99. 予備費		50,000
	99. 予備費	50,000

(単位：千円)

款	項	金額
歳出	合計	26,078,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
光通信ケーブル整備事業	平成24年度	光通信ケーブルの整備に要する経費のうち さぬき市の負担相当額

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
森林浴公園整備事業	47,500	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について見直 しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合には、その 債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換えすることがで きる。
児童福祉施設整備事業	66,300			
農業施設整備事業	138,200			
林道整備事業	4,600			
道路橋梁整備事業	223,300			
河川整備事業	239,600			
港湾整備事業	20,500			
下水道整備事業	460,000			
消防施設整備事業	39,600			
小学校施設整備事業	630,400			
中学校施設整備事業	920,100			
幼稚園施設整備事業	108,100			
学校給食施設整備事業	223,100			
社会教育施設整備事業	7,100			
臨時財政対策債	350,000			
合 計	3,478,400			

平成24年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算

平成24年度さぬき市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,120,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年 3月 1日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 国民健康保険税		1,160,016
	5. 国民健康保険税	1,160,016
10. 使用料及び手数料		451
	5. 手数料	451
15. 国庫支出金		1,201,317
	5. 国庫負担金	902,869
	10. 国庫補助金	298,448
17. 県支出金		291,910
	5. 県負担金	44,613
	10. 県補助金	247,297
20. 療養給付費交付金		592,723
	5. 療養給付費交付金	592,723
23. 前期高齢者交付金		1,705,905
	5. 前期高齢者交付金	1,705,905
30. 共同事業交付金		690,390
	5. 共同事業交付金	690,390
35. 財産収入		3,038
	5. 財産運用収入	3,038
40. 繰入金		407,218
	5. 繰入金	274,418
	10. 基金繰入金	132,800
45. 繰越金		50,001
	5. 繰越金	50,001
50. 諸収入		17,031
	5. 延滞金加算金及び過料	6,902
	15. 雑入	10,129

(単位：千円)

款	項	金額
歳入	合計	6,120,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 総 務 費		33,599
	5. 総 務 管 理 費	21,414
	10. 徴 税 費	12,036
	15. 運 営 協 議 会 費	87
	20. 趣 旨 普 及 費	62
10. 保 險 給 付 費		4,232,026
	5. 療 養 諸 費	3,737,487
	10. 高 額 療 養 費	475,271
	15. 移 送 費	300
	20. 出 産 育 児 諸 費	15,968
	25. 葬 祭 諸 費	3,000
12. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		651,997
	5. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	651,997
13. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		779
	5. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	779
15. 老 人 保 健 拠 出 金		52
	5. 老 人 保 健 拠 出 金	52
17. 介 護 納 付 金		279,740
	5. 介 護 納 付 金	279,740
20. 共 同 事 業 拠 出 金		797,545
	5. 共 同 事 業 拠 出 金	797,545
25. 保 健 事 業 費		58,604
	5. 保 健 事 業 費	12,380
	10. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	46,224
30. 公 債		834
	5. 公 債 費	834

(単位：千円)

款	項	金額
35. 諸支出金		14,824
	5. 償還金及び還付金	5,211
	10. 積立金	3,038
	15. 直診勘定繰出金	6,575
99. 予備費		50,000
	99. 予備費	50,000
歳出	合計	6,120,000

平成24年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成24年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ649,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月1日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 後期高齢者医療保険料		455,478
	5. 後期高齢者医療保険料	455,478
10. 使用料及び手数料		56
	10. 手数料	56
15. 繰入金		191,469
	5. 一般会計繰入金	191,469
17. 繰越金		1
	5. 繰越金	1
20. 諸収入		2,596
	5. 延滞金、加算金及び過料	2
	10. 償還金及び還付加算金	1,601
	20. 雑収入	993
歳入	合計	649,600

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 総 務 費		8,575
	5. 総 務 管 理 費	4,676
	10. 徴 収 費	3,899
10. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		638,966
	5. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	638,966
15. 諸 支 出 金		1,601
	5. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,601
99. 予 備 費		458
	99. 予 備 費	458
歳 出	合 計	649,600

平成24年度さぬき市介護保険事業特別会計予算

平成24年度さぬき市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,835,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(報酬及び賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年 3月 1日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 保 險 料		894,165
	5. 介 護 保 險 料	894,165
10. 使 用 料 及 び 手 数 料		55
	5. 手 数 料	55
15. 国 庫 支 出 金		1,187,949
	5. 国 庫 負 担 金	854,882
	10. 国 庫 補 助 金	333,067
20. 支 払 基 金 交 付 金		1,372,124
	5. 支 払 基 金 交 付 金	1,372,124
25. 県 支 出 金		684,268
	5. 県 負 担 金	675,478
	10. 県 補 助 金	8,790
30. 財 産 収 入		529
	5. 財 産 運 用 収 入	529
35. 繰 入 金		694,358
	5. 一 般 会 計 繰 入 金	654,203
	10. 基 金 繰 入 金	40,155
40. 繰 越 金		1,628
	5. 繰 越 金	1,628
45. 諸 収 入		424
	5. 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	248
	10. 受 託 事 業 収 入	1
	15. 雑 入	175
歳 入	合 計	4,835,500

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 総 務 費		57,287
	5. 総 務 管 理 費	7,357
	10. 徴 収 費	1,590
	15. 介 護 認 定 審 査 会 費	48,340
10. 保 険 給 付 費		4,708,828
	5. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	4,708,828
12. 地 域 支 援 事 業 費		52,832
	5. 介 護 予 防 事 業 費	22,652
	10. 包 括 的 支 援 事 業 等 費	30,180
20. 基 金 積 立 金		530
	5. 基 金 積 立 金	530
25. 公 債 費		410
	5. 公 債 費	410
30. 諸 支 出 金		3,754
	5. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,754
99. 予 備 費		11,859
	99. 予 備 費	11,859
歳 出	合 計	4,835,500

平成24年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算

平成24年度さぬき市介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月1日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. サービス収入		24,509
	5. 介護予防費収入	24,509
10. 繰入金		324
	10. 一般会計繰入金	324
15. 繰越金		267
	5. 繰越金	267
歳入	合計	25,100

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 事 業 費		24,953
	5. 介 護 予 防 支 援 事 業 費	24,953
99. 予 備 費		147
	99. 予 備 費	147
歳 出	合 計	25,100

平成24年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算

平成24年度さぬき市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,354,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年 3月 1日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 分担金及び負担金		10,599
	5. 負担金	10,599
10. 使用料及び手数料		295,605
	5. 使用料	295,605
15. 国庫支出金		414,565
	5. 国庫補助金	414,565
20. 県支出金		9,500
	5. 県補助金	9,500
30. 繰入金		1,677,378
	5. 一般会計繰入金	1,677,378
35. 繰越金		1,500
	5. 繰越金	1,500
40. 諸収入		153
	5. 延滞金加算金及び過料	2
	15. 雑収入	151
45. 市債		944,700
	5. 市債	944,700
歳入	合計	3,354,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		2,267,379
	5. 下水道費	2,267,379
10. 公債費		1,085,121
	5. 公債費	1,085,121
99. 予備費		1,500
	99. 予備費	1,500
歳出	合計	3,354,000

平成24年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算

平成24年度さぬき市農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ159,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年 3月 1日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 分担金及び負担金		198
	5. 負担金	198
10. 使用料及び手数料		28,343
	5. 使用料	28,343
20. 繰入金		129,957
	5. 一般会計繰入金	129,957
25. 繰越金		500
	5. 繰越金	500
30. 諸収入		2
	5. 延滞金加算金及び過料	1
	15. 雑入	1
歳入	合計	159,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		60,108
	5. 農業集落排水費	60,108
10. 公債費		98,492
	5. 公債費	98,492
99. 予備費		400
	99. 予備費	400
歳出	合計	159,000

平成24年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算

平成24年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年3月1日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 分担金及び負担金		375
	5. 負担金	375
10. 使用料及び手数料		6,048
	5. 使用料	6,048
20. 繰入金		38,675
	5. 一般会計繰入金	38,675
25. 繰越金		500
	5. 繰越金	500
30. 諸収入		2
	5. 延滞金加算金及び過料	1
	15. 雑入	1
歳入	合計	45,600

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		23,131
	5. 漁業集落排水費	23,131
10. 公債費		22,069
	5. 公債費	22,069
99. 予備費		400
	99. 予備費	400
歳出	合計	45,600

平成24年度さぬき市簡易水道事業特別会計予算

平成24年度さぬき市簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月1日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表

歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 分担金及び負担金		2,324
	5. 分担金	1
	10. 負担金	2,323
10. 使用料及び手数料		12,943
	5. 使用料	12,942
	10. 手数料	1
15. 繰入金		26,231
	5. 一般会計繰入金	26,231
20. 繰越金		200
	5. 繰越金	200
25. 諸収入		2
	10. 雑入	2
歳入	合計	41,700

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
10. 簡 易 水 道 事 業 費		16,616
	5. 業 務 管 理 費	16,616
15. 公 債 費		24,884
	5. 公 債 費	24,884
99. 予 備 費		200
	99. 予 備 費	200
歳 出	合 計	41,700

平成24年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算

平成24年度さぬき市多和診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月1日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 診療報酬		7,239
	5. 外来報酬	7,239
10. 使用料及び手数料		21
	5. 手数料	21
15. 繰入金		5,238
	5. 他会計繰入金	5,238
20. 繰越金		300
	5. 繰越金	300
25. 諸収入		2
	10. 雑収入	2
歳入合計		12,800

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 総務費		8,054
	5. 施設管理費	8,054
10. 医療費		4,529
	5. 医療費	4,529
99. 予備費		217
	99. 予備費	217
歳出	合計	12,800

平成24年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算

平成24年度さぬき市津田診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ135,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(報酬及び賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年 3月 1日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 診療報酬		132,539
	5. 外来報酬	132,539
10. 使用料及び手数料		1,233
	5. 手数料	1,233
12. 財産収入		1
	5. 財産運用収入	1
20. 繰越金		1
	5. 繰越金	1
25. 諸収入		1,826
	5. 受託事業収入	1,714
	10. 雑収入	112
歳入	合計	135,600

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 総務費		112,110
	5. 施設管理費	112,110
10. 医療費		23,100
	5. 医療費	23,100
99. 予備費		390
	99. 予備費	390
歳出	合計	135,600

平成24年度さぬき市観光事業特別会計予算

平成24年度さぬき市観光事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月1日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 繰入金		60,498
	5. 繰入金	60,498
10. 繰越金		1
	5. 繰越金	1
15. 諸収入		1
	5. 預金利息	1
歳入	合計	60,500

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		1,394
	5. 事業費	1,394
10. 公債費		59,106
	5. 公債費	59,106
歳出	合計	60,500

平成24年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算

平成24年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ214,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月1日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 財産収入		210,000
	10. 財産売払収入	210,000
10. 繰入金		2,900
	5. 一般会計繰入金	2,900
15. 繰越金		1,100
	5. 繰越金	1,100
歳入	合計	214,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		212,900
	5. 事業費	212,900
99. 予備費		1,100
	99. 予備費	1,100
歳出	合計	214,000

平成24年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算

平成24年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月1日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 使用料及び手数料		20,599
	5. 使用料	20,599
20. 諸収入		1
	10. 雑収入	1
歳入	合計	20,600

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		20,100
	5. 事業費	20,100
99. 予備費		500
	99. 予備費	500
歳出	合計	20,600

平成24年度さぬき市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度さぬき市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	事業	当年度	前年度	増減
1	業務量	(1)病院事業			
		(1)病床数	179床	199床	20床
		ア 一般病床	175床	195床	20床
		イ 感染症病床	4床	4床	0床
		(2)診療日数	245日	244日	1日
		(3)患者数	187,555人	185,401人	2,154人
		ア 入院患者	55,261人	53,961人	1,300人
		(1日平均)	151.4人	147.4人	4.0人
		イ 外来患者	132,294人	131,440人	854人
		(1日平均)	540.0人	538.7人	1.3人

	(2) 訪問看護事業	利用者数	3,420 人	3,416 人	4 人	
2	資本的支出	建設改良計画	(1) 病院増改築 工事費	37,788 千円	1,983,483 千円	1,945,695 千円
			(2) 資産購入費	22,153 千円	591,645 千円	569,492 千円
3	職員計画	(1) 損益勘定 所属職員	267 人	252 人	15 人	
		(2) 資本勘定 所属職員	4 人	4 人	0 人	

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	病院事業収益	4 , 1 0 5 , 5 9 6 千円	
第 1 項	医業収益	3 , 7 9 7 , 6 0 4 千円	
第 2 項	医業外収益	2 7 8 , 1 6 9 千円	

第 3 項	附帯事業収益	2 9 , 8 0 3 千円
第 4 項	特 別 利 益	2 0 千円
	支	出
第 1 款	病院事業費用	4 , 8 2 2 , 1 0 3 千円
第 1 項	医 業 費 用	4 , 1 9 3 , 9 6 6 千円
第 2 項	医 業 外 費 用	6 6 , 1 9 9 千円
第 3 項	附帯事業費用	2 6 , 0 4 9 千円
第 4 項	特 別 損 失	5 3 5 , 3 8 9 千円
第 5 項	予 備 費	5 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	資本的收入	118,443千円
第1項	企業債	11,000千円
第2項	一般会計出資金	103,369千円
第3項	国庫補助金	10千円
第4項	県費補助金	4,054千円
第5項	固定資産売却代金	10千円

支 出

第1款	資本の支出	244,682千円
第1項	建設改良費	59,941千円
第2項	投資	1,200千円
第3項	企業債償還金	183,541千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
資 産 購 入 費	1 1 , 0 0 0 千 円	証 借 書 入	年 4 . 0 0 % 以 内 (た だ し 、 利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 場 合 に は 、 利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は 、 当 該 見 直 し 後 の 利 率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合によりその全部又は一部を繰上償還することができる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、1 5 0 , 0 0 0 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 2 , 4 6 7 , 6 1 6 千 円

(2) 交 際 費 1 0 0 千 円

(他会計からの補助金)

第8条 建設改良及び補助事業に対し県、他会計等からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- | | |
|---------------------------------|----------|
| (1) 病院群輪番制運営費補助金・小児救急医療支援事業費補助金 | 29,752千円 |
| (2) 第二種感染症指定医療機関運営費補助金 | 1,200千円 |
| (3) 国民健康保険保健事業助成金 | 5,000千円 |
| (4) 重症難病患者協力病院設備整備事業補助金 | 104千円 |
| (5) 新地域医療再生基金補助事業補助金 | 3,950千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、413,656千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(2) 処分する資産

種類	名称	数量	処分の態様
建物	一般病棟、検査棟		廃棄

平成24年3月1日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

平成24年度さぬき市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度さぬき市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	21,020 戸
(2) 年間総給水量	6,720,000 m ³
(3) 一日平均給水量	18,410 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管改良工事等	213,800 千円
下水道関連工事	32,750 千円
浄水場関連工事	86,600 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,229,872 千円
第1項 営業収益	1,194,607 千円
第2項 営業外収益	35,261 千円
第3項 特別利益	4 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,139,798 千円
第1項 営業費用	1,005,035 千円
第2項 営業外費用	134,559 千円
第3項 特別損失	203 千円
第4項 予備費	1 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額544,056千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,472千円、過年度分損益勘定留保資金53,668千円、当年度分損益勘定留保資金363,191千円、建設改良積立金111,725千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	9,102 千円
第1項 負担金	9,100 千円
第2項 補助金	2 千円
支 出	
第1款 資本的支出	553,158 千円
第1項 建設改良費	334,017 千円
第2項 企業債償還金	219,141 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	139,473 千円
(2) 交際費	50 千円

(繰入金)

第6条 一般会計より、消火栓維持管理費2,000千円、子ども手当負担金1,554千円、及びさぬき市簡易水道事業特別会計から人件費等に係る共通按分経費2,143千円をそれぞれこの会計に繰入を受けるものとする。

(棚卸資産購入限度額)

第 7 条 棚卸資産購入限度額は、18,223千円と定める。

平成 2 4 年 3 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹